

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部事務局長

鹿児島宿泊所利用補助の取扱変更について（通知）

このことについて、宿泊所利用補助に係る運用の適正化を図るため、本部から宿泊利用補助及び会食等利用補助の補助額と補助回数の上限を設定する方針が示されたことを受け、下記のとおり取扱いを変更しますので、貴所属所の組合員へ周知くださるようお願いいたします。

※ 本部の方針

- 補助額は利用総額（税抜）の半額以下かつ宿泊は1泊あたり上限3,000円、会食は1回あたり上限2,000円
 - 補助回数は年度内それぞれ12回まで
 - 被扶養者及び親族の補助回数は当該組合員等の補助回数に通算される。

記

1 宿泊利用補助

旧	新
組合員、被扶養者及び同伴する組合員の二親等内の親族が、ウェルビューを宿泊で利用したときに、料金の一部を補助する。 1泊当たり 大人 1,000円補助 小人（6歳以上12歳未満） 500円補助	組合員、被扶養者及び同伴する親族が、ウェルビューを宿泊で利用したときに、料金の一部を補助する。 (1)補助額 1泊当たり 6,600円以上の利用で 3,000円補助 " 4,400円以上の利用で 2,000円補助 " 2,200円以上の利用で 1,000円補助 " 1,100円以上の利用で 500円補助 (2)補助回数 年度内 12泊まで（被扶養者及び親族の補助回数は組合員に通算）

※ 現在、県の新型コロナウイルス感染症の取組に協力するため館内サービス（宿泊、会議等）を休止していますが、休止期間中は代替宿泊施設の「天然温泉ホテル自治会館」で宿泊利用補助がご利用いただけます。

2 会食等利用補助

旧	新
組合員、被扶養者及び同伴する組合員の二親等内の親族が、ウェルビューを食事や宴会等で利用したときに、料金の一部を補助する。 1人当たり 5,500円以上の利用で 2,000円補助 " 3,500円以上の利用で 1,000円補助 " 1,500円以上の利用で 500円補助 " 600円以上の利用で 300円補助 おせち料理については、一個につき最大8,000円を補助する（上限3個）。	組合員、被扶養者及び同伴する親族が、ウェルビューを食事や宴会等で利用したときに、料金の一部を補助する。 (1)補助額 1人当たり 4,400円以上の利用で 2,000円補助 " 3,300円以上の利用で 1,500円補助 " 2,200円以上の利用で 1,000円補助 " 1,100円以上の利用で 500円補助 " 660円以上の利用で 300円補助 おせち料理は本体価格（税抜）の半額を上限とする複数回分の補助の利用を可とする。 (2)補助回数 年度内 12回まで（被扶養者及び親族の補助回数は組合員に通算）

3 その他

- ・ 上限回数を超えて補助を利用した場合は超過分の補助を返還していただくことになりますのでご注意ください。
- ・ 結婚式場利用補助、慶事・法事利用補助については、現行どおり（回数制限等なし）。
※ 但し、どちらも補助額は利用料金（消費税除く。）の2分の1とし、慶事・法事利用補助については、100円未満を切捨てた額とする。

4 適用開始日 令和5年4月1日

〈利用例〉

宿泊

（利用例1）

シングル素泊まりプラン1泊
6,600円（入湯税のみ除く。）
を利用した場合

現行

1,000円補助（1泊）適用で
→5,600円

令和5年4月から

3,000円×1泊=3,000円補助
適用で⇒3,600円

会食

（利用例2）

- ・ メニューA（1,500円）
- ・ メニューB（2,100円）
- ・ メニューC（800円）を
注文した場合（計4,400円税込）

現行

1,300円補助（3人分）適用で
→3,100円

令和5年4月から

2,000円×1回=2,000円補助
適用で⇒2,400円

会食（おせち）

（利用例3）

おせち4人前を一個注文した
場合（25,000円税込）

現行

8,000円補助（4人分）適用で
→17,000円

令和5年4月から

2,000円×5回=10,000円補助
適用で⇒15,000円

公立学校共済組合鹿児島支部 福利係
（県教育庁総務福利課内）担当 神園
TEL:099-286-5205 FAX:099-286-5663
※ 県立学校における本文書の文書管理表上の
分類記号：「B-7-2（共済組合）」